

令和8年度只見町余名沢発電所事業性評価調査支援業務公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

只見町は、平成26年6月にユネスコエコパークへ登録され、豊かなで貴重な自然環境、生物多様性を保護・保全し、次世代へと引き継ぐと共に、そこに育まれた資源を持続可能な形で利活用を図り、地域の社会経済的発展に結びつけることを目指して取り組んでいる。

このユネスコエコパークの理念に基づき、地域資源を活かした再生可能エネルギーの地産地消、売店収益による安定した地域財源の確保、自然資本を活かした「自然首都」としての地域ブランド力の強化を目的に、町内普通河川「余名沢」を対象に小水力発電導入に向けた調査を実施する。

只見町余名沢発電所事業性評価調査支援業務における受託候補者の選定については、競争性の確保を図るとともに、調査・分析に係る能力を重視するため、公募型プロポーザル方式によることとし、当該受託候補者を選定するために必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

令和8年度只見町余名沢発電所事業性評価調査支援業務

(2) 委託業務の目的

只見町の余名沢における水力発電事業の詳細調査を行うことを目的とする。

(3) 業務の内容

「令和8年度只見町余名沢発電所事業性評価調査支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(4) 委託期間

契約締結の日から令和9年2月10日まで

(5) 契約上限額

金20,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。

3 参加資格

本件公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 公募開始日以後に只見町、国及び他の自治体において競争入札参加資格の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 法人格を有し、かつ、本業務委託内容を十分に理解した上で業務を円滑に遂行できること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でない

こと。

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団（以下「暴力団」という。）又はその構成員（以下「暴力団員」という。）の利益になる活動を行う者でないこと。
- (8) 業務運営に関し、各種関係法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けている者であること。
- (9) 水力発電に関する知見を有し、過去に同様の事業を実施した経験があること。
- (10) エネルギーを活用した地域経済活性化策に関する知見を有していること。

4 参加方法

本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（様式第1号）及び公募型プロポーザル参加資格確認書（様式第2号）並びに令和8年度只見町余名沢発電所事業性評価調査支援業務企画提案書等（様式第3号、第4号及び見積書）に必要な書類を付して、9（4）に定める提出期限までに15の問い合わせ先及び各種書類の提出先に提出すること。

5 交付資料等

（1）交付資料

- ア 令和8年度只見町余名沢発電所事業性評価調査支援業務公募型プロポーザル実施要領（本書）
- イ 令和8年度只見町余名沢発電所事業性評価調査支援業務仕様書
- ウ 各種様式（様式第1号から様式第5号）

（2）交付期間及び方法

令和8年7月28日（火）から同年8月17日（月）までの間、只見町公式ウェブサイトに掲載する。

6 参加表明書等の提出

本件公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、参加表明書等を次により提出することとし、その提出をもって本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

（1）提出期限

令和8年8月10日（月）午後5時まで（必着）

（2）提出方法

15の問い合わせ先及び各種書類の提出先に電子メール又はFAXにより提出すること。

（3）提出書類

- ア 参加表明書（様式第1号）
- イ 公募型プロポーザル参加資格確認書（様式第2号）

（4）電子メールの件名は「【プロポーザル参加表明書】只見町余名沢発電所事業性評価調査」とし、電子メールまたはFAX送付後、電話にて送付した旨を伝えること。

（5）参加表明書（様式第1号）及び公募型プロポーザル参加資格確認書（様式第2号）は、押印した本書を後日企画提案書等の提出に合わせ提出すること。

- (6) 参加表明書等の提出後、企画提案書等の提出期限までに本件公募型プロポーザルへの参加を辞退する場合は、令和8年8月17日（月）までに「辞退届」（様式は自由）を提出することにより辞退を認める。提出方法は（2）と同様とする。

7 質問及び回答

(1) 質問の提出方法

本件公募型プロポーザルの実施内容に質問がある場合は、質問書（様式第5号）に質問事項を記入し、電子メールにより15の問い合わせ先及び各種書類の提出先に提出すること。

なお、件名は「令和8年度只見町余名沢発電所事業性評価調査支援業務委託公募型プロポーザルに関する質問（会社名）（質問日）」とし、Microsoft Word 形式の質問書を電子メールに添付し、15のメールアドレスへ送信すること。（電話又は口頭による質問は受け付けない。）

また、質問票送信後は必ず、15の問い合わせ先及び各種書類の提出先へ電話で送信した旨を連絡すること。

(2) 質問の受付期限

令和8年8月4日（火）午後5時必着

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、令和8年8月10日（月）までに 只見町公式ウェブサイトに掲載する。なお、個別での回答は行わない。

8 企画提案書等の提出

参加希望者は、実施要領に基づき作成した企画提案書等を次により提出するものとする。

(1) 提出期限

令和8年8月17日（月）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

15の問い合わせ先及び各種書類の提出先に持参又は郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）すること。

(3) 提出書類（証明書類は、提出日3か月以内に発行されたものに限る。）

ア 令和8年度只見町余名沢発電所事業性評価調査支援業務企画提案書提出書（様式第3号）

イ 企画提案書（自由様式）

ウ 会社等概要及び業務実績（様式第4号）

エ 見積書（自由様式）

オ 商業登記簿謄本（写し可）

カ 直近決算の財務諸表

キ 国税、県税、市町村税の納税証明（未納がないことを確認できるもの。写し可）

ク 印鑑証明書（原本のみ）

ケ 会社等の概要がわかるパンフレット（パンフレットがない場合は会社等の概要をまとめたもので可）

コ 委任状（任意様式） ※支店・営業所等を代理人とする場合

（４）提出部数

５部（１部のみ正本とし、副本４部は複写で可とする。）

（５）提出期限後における企画提案書等の差し替え及び再提出は一切認めない。

（６）企画提案書等の提出後に本件公募型プロポーザルへの参加を辞退する場合は、令和８年８月１７日（月）までに「辞退届」（様式は自由）を提出することにより辞退を認める。提出方法は（２）と同様とする。

（７）企画提案書の作成要領

ア 提案書は、提案内容を具体的に分かりやすい内容で記載し、別記「令和８年度只見町余名沢発電所事業性評価調査支援業務業者選定審査要領」（以下「審査要領」という。）評価項目を参考に作成すること。

イ 審査要領のNo. ４について、具体的な作業工程と、それぞれの工程における人員配置等の業務体制（専任・兼別を含む）を記載するとともに、各業務の担当者が業務体制表の誰であるか、明記すること。

ウ 評価項目の詳細や仕様書の業務内容に記載する以外で、提案者が業務を遂行する際のアピールポイントや独自性等があれば、記載すること。

エ 提案書は、表紙・目次・本編で構成すること。可能な限りわかりやすく平易な表現を用いること。なお、白黒・カラーいずれでも可とする。

オ 本編はＡ４版、横書き、２０ページ以内、両面印刷とする。ただし、図表等で必要な場合のみＡ３版を折り込んで作成しても差し支えない。

カ 文字は、１０ポイント以上を使用すること。

キ 提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記述し、意思表示は明確にすること。

ク 表紙は、様式第３号とし、正本にのみ代表者印の押印をすること。

（８）見積書の作成要領

ア サイズはＡ４サイズとし、自由様式とする。

イ 企画提案書と同様に、正本にのみ代表者印の押印をすること。

ウ 費用総額を示すとともに、主な工程ごとに積算項目別に費用の内訳を示すこと。

エ 費用はすべて、税込、税別をそれぞれ記載すること。

オ 企画提案書の内容を適切に反映すること。

９ 選定方法等

（１）選定方法

令和８年度只見町余名沢発電所事業性評価調査支援業務委託に係る公募型プロポーザルの選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、本業務に最も適していると認められる受託候補事業者（１事業者）を選定する。

（２）プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案内容について、町が指定した日時に提案者によるオンラインでのプレゼンテーション及

びヒアリングを実施する。詳細は 10 のとおりとする。

(3) 審査結果

審査結果は、参加者全員に通知する。

(4) 選定スケジュール

項目	日時
① 募集開始	令和 8 年 7 月 2 8 日（火）
② 質問票提出期限	令和 8 年 8 月 4 日（火）
③ 質問票回答期限	令和 8 年 8 月 1 0 日（月）
④ 参加表明書等提出期限	令和 8 年 8 月 1 0 日（月）午後 5 時まで（必着）
⑤ 企画提案書等提出期限	令和 8 年 8 月 1 7 日（月）午後 5 時まで（必着）
⑥ 審査（プレゼンテーション）	令和 8 年 8 月 2 0 日（木）
⑦ 審査結果通知	令和 8 年 8 月 2 4 日（月）
⑧ 業務委託契約の締結	令和 8 年 8 月下旬

(5) 評価項目

別紙審査要領のとおりとする。

10 審査（プレゼンテーション）

- (1) 審査（プレゼンテーション）では、選定委員会の審査の結果、合計点が最も高い参加者を受託候補事業者とする。ただし、評価項目の採点結果の合計点が満点の 6 割に満たない場合は、受託候補なしとする。
- (2) 採点の結果同点となった場合は、評価項目 No. 3 ～ 5 の合計点が最も高い者を受託候補事業者に決定し、それでもなお、同点数で並ぶ場合はくじ引きにより決定する。
- (3) 審査は、令和 8 年 8 月 2 0 日（木）に実施する。開始時間等は、同月 1 8 日（火）午後 5 時までに電話又は電子メールにより通知する。
- (4) 原則、審査の順番は、企画提案書等の受付順とする。
- (5) 参加人数は 2 名以内とし、説明者は、本案件を受託した場合の主な担当者となる者とする。
- (6) 提案内容の審査は、提出された書類及びプレゼンテーションにより行う。プレゼンテーション及びその後の質疑応答は、Web 会議システムを用いてオンラインで実施する。
- (7) プレゼンテーション等に使用する Web 会議システムは、「Zoom」を用いる。只見町がホスト（主催者）として開催するので、参加者は、対応可能な Web 会議環境を準備すること。（事前に接続テストを希望する場合は、令和 8 年 8 月 1 8 日（火）午後 5 時までに申し出ること。）
- (8) 審査時間は、プレゼンテーション 1 5 分以内、質疑応答 1 5 分以内とする。なお、プレゼンテーションのための機器のセッティング時間は、この時間には含めない。
- (9) 審査の経緯・内容に関する問合せには、一切回答しない。
- (10) プレゼンテーション及びヒアリング並びに審査は、非公開とする。
- (11) プレゼンテーション及びヒアリングに係る経費は提案者の負担とする。

11 審査結果の通知

審査の結果はプロポーザル参加者全員に通知する。

12 契約の締結等

本業務委託の契約は、見積額の範囲内で 受託候補事業者と次のとおり締結する。

- (1) 契約締結前に、只見町と受託候補事業者の間で企画提案書等の内容をもとに、具体的な協議を行うものとする。協議にあたっては、企画提案書等の内容の一部を修正する場合がある。
- (2) 受託候補事業者が委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは、認めない。委託業務の一部を委託する場合については、あらかじめ只見町の承諾を得ることとする。
- (3) 受託候補事業者が契約を辞退したとき又は特別な理由により受託候補事業者と契約が締結できない場合は、10 の審査により順位付けした参加者の順に契約交渉を行うものとする。

13 欠格要件

下記のいずれかに該当する場合は、該当参加希望者を失格とする。

- (1) 本実施要領3の参加資格を満たさなくなった場合
- (2) 選定委員会委員に直接、間接を問わず本件公募型プロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (4) 虚偽の記載がなされた場合
- (5) 本実施要領2(5)の「契約上限額」を超える見積金額が提案された場合

14 その他の留意事項

- (1) 本件公募型プロポーザルに伴う企画提案書等の作成及び提出等に係る費用の一切は参加希望者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は、いかなる場合においても返却しない。
- (3) 提出された企画提案書等は、他の用途には使用しない。
- (4) 提案書等に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国及び日本国以外の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は参加者が負うものとする。
- (5) 実施要領に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、協議により定める。

15 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒968-0498 福島県南会津只見町大字只見字町下2591-30

只見町 総務企画課 企画係（担当：目黒）

電話：0241-82-5210 FAX：0241-82-2117

電子メール：kikaku@town.tadami.lg.jp